

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正について

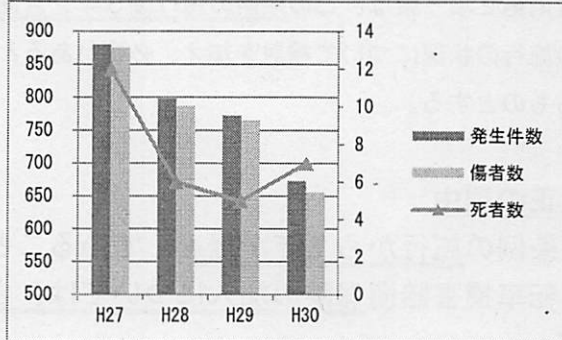
1 現状と課題

現状

【条例施行前後の事故発生件数等について】

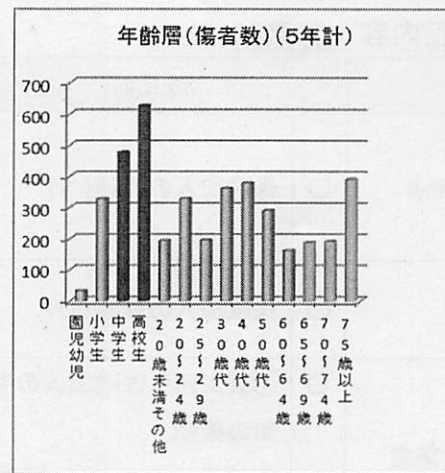
	H27	H28	H29	H30
発生件数	880	798	772	673
傷者数	875	786	765	656
死者数	12	6	5	7

【交通戦略課集計】



【年齢層別傷者数】

	H26	H27	H28	H29	H30	総計	構成率
園児幼児	8	11	3	5	5	32	0.8
小学生	92	72	54	59	49	326	7.9
中学生	122	93	91	95	75	476	11.5
高校生	174	120	123	108	101	626	15.2
20歳未満その他	46	40	35	36	36	193	4.7
20～24歳	82	69	63	57	56	327	7.9
25～29歳	50	38	46	29	32	195	4.7
30歳代	92	85	55	67	61	360	8.7
40歳代	92	65	72	74	74	377	9.1
50歳代	67	64	61	59	38	289	7.0
60～64歳	37	40	27	39	18	161	3.9
65～69歳	45	40	40	35	27	187	4.5
70～74歳	50	50	38	30	23	191	4.6
75歳以上	91	88	78	72	61	390	9.4
計	1048	875	786	765	656	4130	100.0



【資料：滋賀県警察本部】

【滋賀のけんみん自転車保険の加入状況】

平成28年度	10,393件（平成28年8月1日より補償開始）
平成29年度	14,028件
平成30年度	14,963件

【交通戦略課集計】

【県政モニターアンケート結果】（令和元年8月実施）

項目	人数(人)	割合
1. 加入している	206	59.5%
2. 自転車を持っているが、加入していない	41	11.8%
3. 自転車を持っているが、加入しているかわからない	36	10.4%
4. 自転車を持っていない	63	18.2%
合計	346	100.0%

【交通戦略課集計】

課題

- ・ 事故の発生件数は減少しているものの、保険加入については更なる周知が必要。
- ・ 通学等で自転車の利用が多い中高生に対しての加入促進やレンタサイクル事業者に対しての保険加入の周知徹底が必要。
- ・ 更なる保険加入の促進・周知を図るため、県条例の見直しが必要。

3 改正の趣旨

- ・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 1 号。以下「条例」という。）付則第 2 項の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするもの。
- ※ 付則第 2 項 県は、この条例の施行後 3 年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 改正の理由

- ・本条例の施行から 3 年が経過していること。
- ・自転車損害賠償保険の加入については、さらなる促進が必要であること。

5 主な改正内容（素案）

対象者	改正前	改正後(検討案)
自転車利用者	○ 保険加入の義務付け	○ ①保険加入の義務付け ○ 【追加】自転車利用者が未成年の場合は、保護者に義務付け
事業者	○ 保険加入の義務付け	○ ①保険加入の義務付け △ ②【追加】通勤利用時における保険加入の有無確認
自転車貸付業者	○ ①貸出時に保険加入の有無の確認 △ ②確認できない者に対する情報提供および加入の勧奨	○ 【改正】 ○ ①借受人が被保険者となる保険加入の義務付け ○ ②保険内容の情報提供の義務付け
学校の設置者または長	×	△ 【追加】 △ ①通学者に保険加入の有無の確認 △ ②確認できない者に対する情報提供および加入の勧奨
宅地建物取引業者等	×	△ 【追加】①取引の相手方等に対し、情報提供

○:義務、△:努力義務

※ 県および自転車小売業者については、滋賀県条例に規定済。

6 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年 11 月 13 日	条例改正について常任委員会で報告
令和元年 12 月	条例素案について常任委員会で報告
令和元年 12 月	県民政策コメントの実施
令和 2 年 1 月	県民政策コメントの結果を常任委員会で報告
令和 2 年 2 月	県議会 2 月定例会議上程